

車両消毒装置改修 一式

仕 様 書

令和3年10月

国立大学法人帯広畜産大学

I 導入目的

この「車両消毒装置 一式」は、帯広畜産大学構内の中小家畜飼養衛生管理区域への動物搬入等車両の進入時に口蹄疫などによる感染症や汚染を防除するため、車両を消毒する防疫対策の設備である。

車両消毒装置は、年間を通して家畜防疫衛生管理区域へ出入りする車両の消毒を消毒開始から終了まで自動で実施することが可能とした装置であり、消毒薬として電解水を利用するものである。

II 調達件名及び内訳

車両消毒装置改修 一式
(内訳)

- | | |
|---------------|----|
| 1. 車両消毒装置 | 一式 |
| 2. 電解水生成装置 | 一式 |
| 3. 装置格納庫等附属設備 | 一式 |
| 4. 既存装置撤去 | 一式 |

III 完納期限

令和4年3月31日

IV 納入設置場所

帯広畜産大学畜産フィールド科学センター 肥育用牛舎北側道路 (設置図 参照)

V 技術的要件の概要

本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は以下に示すとおりである。

- (1) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (2) 必須の要求要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、入札機器の性能等の技術的要件を満たしていないと判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (3) 入札機器の性能等が、技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学における車両消毒装置改修一式の調達に係る技術審査委員（以下「本学技術審査職員」という。）が、入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

VI その他

- (1) 入札機器に関しては、入札時点で原則として製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明出来る資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関しては、提案機器等が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいは、どのように実現するかを要求要件ごとに具体的にわかりやすく、資料等を添付して説明すること。

したがって、審査するに当たって提案の根拠が不明確、又は、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- (3) 提案された内容等について、問い合わせやヒヤリングを行うことがある。
- (4) 提出資料等に関する照会先を明記すること。

VII 技術的要求要件

(性能・機能に関する要件)

車両消毒装置一式は、以下の要件を満たしていること。

1. 車両消毒装置

- 1-1 装置への車両入場時は、センサーにより車両（車長）を認識して消毒装置が自動で運転開始し、通過後に自動的に停止すること（自動運転）。また、自動運転と手動により消毒装置が運転できる機能の切り替えができること。
- 1-2 車両退場時は、入場時と同様に自動運転と手動運転の切り替え機能及び運転しない機能への切り替えができること。
- 1-3 車両の下部、側面及び上部を酸性電解水により噴霧消毒を行うこと。
- 1-4 噴霧消毒は、上部から噴霧しないようにできる様に切り替え機能を有していること。
- 1-5 車両の通過速度が 5km/h 以下で十分に消毒が可能なこと。
- 1-6 消毒装置の配管、噴霧ノズル等は耐腐食性を有すること。
- 1-7 車両消毒後（自動停止後）、消毒装置の劣化を防止するため、供給配管、噴霧ノズルから消毒水を排水し、洗浄する機能を有すること。
- 1-8 自動噴霧消毒とは別に手動で散布できる機能を有すること。
- 1-9 以下については既存品流用とすること。
 - ・車両装置外構支柱及びグレーチング、飛散防止シート、排水設備（浸透枳を含む）
 - *外構支柱は、十分な補強工事を行うこと。

2. 電解水生成装置

- 2-1 装置は、3室型電解方式とする。
- 2-2 口蹄疫ウイルスを失活できる酸性（PH2.8）の消毒水を生成できること。
- 2-3 装置を2台以上設置することとし、1台あたりの生成量は、1L/min 以上であること。
- 2-4 生成した消毒水を一時的に貯留する 200L 以上の水槽（貯留槽）を有すること。
- 2-5 厳寒期において、電解水の生成に支障がないこと。
- 2-6 貯留槽の水位により、生成及び停止が自動的に行われること。
- 2-7 自動軟水器を設置すること。

3. 装置格納庫等附属設備

- 3-1 消毒装置のポンプ類、電解水生成装置、制御機器等の装置類は、既存格納庫に収納すること。
- 3-2 既存格納庫の附属暖房機、照明器具及び換気設備は流用すること。
- 3-3 車両消毒装置の運転状況を表示するため、周囲から見えやすい位置に回転灯を設置すること。
- 3-4 車両通過路面の凍結防止のため、ロードヒーティング設備を設置すること。
- 3-5 ロードヒーティング設備はガス焚ボイラーを熱源とした不凍液回路とすること。ただし、ロードヒーティング設備用埋設パイプは既存品流用とする。
- 3-6 ガス焚ボイラーは屋外設置とし、ガスは実習豚舎既設埋設配管より分岐（距離 15m）して引き込むこと。
- 3-7 ロードヒーティング設備は外気温や降雪状況をセンサーで感知し、自動で運転・停止すること。
- 3-8 本学ガス工事は以下に指定する専門業者により実施している。
 - ・帯広ガス株式会社

4. 既存装置撤去

上記1～3の車両消毒装置、電解水生成装置、装置格納庫等附属設備のうち、流用するものの以外は全てを撤去すること。

VIII 条件及びその他の事項

- (1) 搬入・据付・配管配線・調整等に要する一切の諸経費は、受注者において負担するものとする。
- (2) 搬入時及び納入後の適切な時期に機器の取扱説明を十分に実施するほか、使用者が取扱要領を習得するまで責任を持って支援するものとし、これに要する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 問題が生じた場合又は支援の要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (4) 納入後1年間以上は、無償保証期間とする。
- (5) 納入検査時に取扱説明書、各部品保証書及び承認図、設置図面（施工図、完成図）、各種試験成績表、設置状況写真（各設置段階の施工写真等）を製本し提出すること。
- (6) 受注者と発注者の責任分解点は、以下のとおりとする。
 - 1) 一次側給水（飲料水：供給圧 0.5Mpa、 pH 7～9、 $\text{Ca}\cdot\text{Mg}$: 100mg/L 以下）は既存格納庫周辺まで発注者が敷設（既存）
 - 2) 一次側電力（3 ϕ 200V、1 ϕ 100V）は、既存格納庫周辺まで発注者が敷設（既存）
 - 3) 一次側ガス（都市ガス 13A）は、実習豚舎周辺まで発注者が敷設（既存）
- (7) 受注者は、納品する事前に、機器の承認図及び関係図面（施工図、設置図等）を提出すること。

